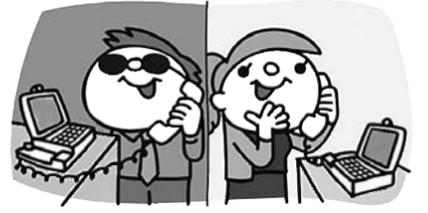


人情につけ込む勧誘 おいしい言葉に落とし穴 悪質商法にご注意ください

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、スマートホンの普及など、社会状況の変化とともに、悪質商法の種類と手口が複雑化・巧妙化し、生活のさまざまな場面で深刻な被害が発生しています。

ほんの少しの油断や断りにくい心理につけ込み、金銭や財産を奪い取ろうとする悪質商法のさまざまな手口を知り、毅然とした態度で断りましょう。

【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)☎(5273)3834・☎(5273)3110へ。



最近被害が増えています

悪質商法の手口

「無料」「お試し」の勧誘から強引に契約

エステティックサロンや化粧品店などで「無料体験」「お試し施術」などと宣伝して客を集め、高額なコースに変更したり、関連商品を購入させるなどして、強引に契約させます。サービスの提供を受ける前に、無料の内容や、どこまで無料なのか、有料の契約を結ぶという条件が付いているかなどを確認しましょう。

ネット通販やネットオークションの詐欺

インターネットを利用した通信販売やオークションで、「個人名義」の銀行口座に「前払い」でお金を振り込ませ、商品が届けなかったり模倣品を届けたります。いったんお金を振り込むと、取り戻すのは困難です。インターネットを使った取引をする際は、運営者・出品者の氏名・所在地・電話番号等が記載されているかよく確認し、支払いは料金の着払いなど、安全性の高い決済方法を選択しましょう。



代金引換等で一方的に商品を送り付ける

特に高齢者を狙って「カニは好きですか」「健康食品の注文をお受けしました」などと電話をかけ、注文していないのに商品を突然送り付けたらして、代金引換で支払わせませす。申し込んだ覚えがなく、購入するつもりもなければきっぱりと断り、届いた商品は受け取りを拒否しましょう。

スマートホンのアプリで個人情報不正に入手

不正なアプリケーションで携帯端末の個人情報を抜き取り、架空の料金を請求する電話をかけたり、メールを送り付けたります。提供元が不明のアプリはインストールせず、ウイルス対策のアプリなどでセキュリティ対策をしましょう。料金請求の連絡があっても、着信・受信拒否の設定をするなど、一切連絡しないことが大切です。



被害を防ぐために

はつきり断る勇気を

少しでもおかしいと感じた場合や必要のないものは、情にほだされず、はつきり断りましょう。

よく考えて契約を

突然の勧誘などがあっても慌てずに、相手のペーシにはまらず、安易に個人情報や伝えたり、その場でお金を支払ったりしないようにしましょう。

困ったときは相談を

契約する前に家族や友人の意見を聞き、困ったときは、できるだけ早く新宿消費生活センターにご相談ください。解決に向けてお手伝いします。

解約したいときは

クーリング・オフ制度が利用できます

クーリング・オフは訪問販売や訪問購入(押し買い)、電話勧誘などで結んでしまった契約を、法律で決められた期間内に解約できる制度です。

相手方への解約の通知は、「特定記録郵便」「簡易書留」など、書面で行います。クレジット契約の場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。

取引・期間・通知の方法等詳しくは、新宿消費生活センターへお問い合わせください。



新宿消費生活センターが トラブル解決に向けてお手伝いします

新宿消費生活センター(新宿5-18-21、第2分庁舎3階)では、区内在住・在勤・在学の方を対象に、消費生活に関するさまざまな相談をお受けしています。

また、情報誌「くらしの情報」の発行、消費生活に関する各種講座の開催、書籍・DVD教材の貸し出しもしています。



消費生活相談

(電話・来所)

相談電話番号

☎(5273)3830

悪質商法のトラブルや解約での困りごとなどについて、消費生活相談員が問題解決のための助言や情報提供をしています。

当事者間で交渉をしないでいただくための助言等をはじめ、相談内容が複雑な場合や、高齢などで事業者との交渉が困難な場合は、相談員が両者のあつせんをします。

相談を受けた内容は、個人情報を除き、国民生活センターや全国の消費生活センターと情報共有し、被害の拡大防止につなげます。

【相談日時】月・金曜日(祝日・年末年始等を除く)

▼電話相談：午前9時～午後5時

▼来所相談：午前9時～午後4時30分

【相談場所】区役所第2分庁舎3階

●弁護士にも相談できます

消費生活相談をさらに強化するため、水曜日は弁護士が相談をお受けしています(来所/予約制)。

【相談日時】水曜日(祝日・年末年始等を除く)：午前9時～12時、午後1時～4時

多重債務特別相談

(来所/予約制)

弁護士、区の職員などが、債務の整理や整理後の生活相談を、個別の状況に合わせて

【申込み】電話で新宿消費生活センター☎(5273)3830へ。

悪質商法被害防止ネットワークで 高齢者の見守りを強化

新宿消費生活センターは、区内の介護事業者や相談機関などと協力し、「悪質商法被害防止ネットワーク」を構築しています。ネットワークでは、高齢者の生活に密着したサービスを提供する事業者等が業務中に気付いた高齢者への悪質な勧誘や売り付けなどを新宿消費生活センターにつなげています。

消費者講座・出前講座の開催

消費生活上の問題やトラブルの対処方法を知り、安全で安心な生活を送れるように消費者講座や出前講座を開催しています。詳しくは、新宿消費生活センターにお問い合わせください。

●出前講座

職場・学校・地域の学習会等へ消費生活相談員を派遣し、消費者被害防止について解説します。